

多子加算カウント方法の一例

	学年 年齢	養育 児童	これまで (2024年9月末まで)	これから (2024年10月から)
大学生	22歳			
	21歳			
	20歳	○		1人目(支給なし)
	19歳			
高校生	18歳			
	17歳	○	1人目(支給なし)	2人目(10,000円)
	16歳			
中学生	15歳			
	14歳			
	13歳	○	2人目(10,000円)	3人目(30,000円)
小学生	12歳			
	11歳			
	10歳			
	9歳			
	8歳	○	3人目(15,000円)	4人目(30,000円)
	7歳			
未就学児	6歳			
	5歳			
	4歳			
	3歳			
	2歳			
	1歳	○	4人目(15,000円)	5人目(30,000円)
	0歳			
合計		40,000円(月額)	100,000円(月額)	

これまで、算定対象となる児童は高校生まででしたが、次の要件を満たす場合、大学生年代(18歳年度末を経過した後 22歳年度末までの子)も算定対象になります。

(注意)「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です

要件

①監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしていること

②生計費の相当部分の負担をしていること

(用語)

監護…児童の生活について通常必要とされる監督、保護を行っていると、社会通念上考えられる主観的意思と客観的事実が認められることをいいます。

生計費の負担…父母等がその子の日常生活の全部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くとその水準を維持することができない場合をいいます。